

函館市林道維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）が開設し、管理する林道（以下「林道」という。）の効用を維持し、その安全な通行の確保を目的とする。

(林道標識)

第2条 市は、林道の起点および終点を明示した標柱または標識を設置するとともに、林道の構造の保全および円滑な通行を確保するため必要な事項を記載した標識を設置するものとする。

(林道通行の禁止または制限)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、区間を定めて林道の通行を禁止するものとする。この場合において、通行者への周知を図るため、必要な事項を記載した看板等を設置するものとする。

(1) 林道の破損、決壊その他の理由により通行が危険であると認められるとき。

(2) 林道の工事施工のため通行を遮断する必要があるとき。

2 市は、林道の構造の保全または通行上の危険を防止するために必要と認められるときは、通行車両の重量または速度を制限するものとする。この場合において、通行者への周知については、前項の例によるものとする。

(通行者の遵守事項)

第4条 通行者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 林道の構造または通行に支障を来すおそれのある行為をしないこと。

(2) その他林道の管理上不適当と認められる方法による通行をしないこと。

(災害)

第5条 市は、災害により林道が被災したときは、遅滞なく調査を行い、その状況等を北海道に報告するものとする。

(林道台帳)

第6条 市は、林道の管理状況を路線ごとに記録した林道台帳を作成し、常備するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 函館市林道維持管理規程（昭和48年4月1日）は、廃止する。